

ふれんどうる使用誓約書

令和 年 月 日

株式会社 富山市民プラザ 御中

| | | | | |
|-----|---------|--|------|--|
| 申請者 | 団体等の名称 | | | |
| | 住所(所在地) | | | |
| | 代表者名 | | 電話番号 | |
| | 取扱責任者氏名 | | 電話番号 | |

| | |
|------|------------------------|
| 使用日時 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| 行事名称 | |

ふれんどうるの使用について、次の誓約事項を厳守するとともに、事故防止の措置を講ずることを誓約します。

なお、誓約事項に違反した場合は、富山市民プラザの判断及び措置に従い、当該催し物が中止又は中断した場合も一切の異議申し立てはいたしません。

また、その損害は当方の責任において賠償するものとし、富山市民プラザに損害賠償は求めません。

記

1. 警備員の配置等

- (1) 入場者の避難誘導に必要な警備員を確保する。
- (2) 開演・終演時に入場者の整理・誘導につとめる。

2. 会場の秩序保持

- (1) 会場内の喫煙・飲食を禁じる。
- (2) 会場内の破損行為防止のため監視につとめる。

3. 損害賠償

施設設備に損害を与えた場合は、ふれんどうる使用規則第 21 条により一切の賠償を行うものとする。

4. その他

施設設備の利用については、富山市民プラザの指示に従うものとする。